

高知県分別収集促進計画  
(第10期)

令和4年8月

高 知 県

# 高知県分別収集促進計画（第10期）

令和4年8月

## 1 計画策定の意義

社会経済活動の拡大により生活の利便性が向上する一方、天然資源の枯渇への懸念や地球温暖化などの問題が深刻化しており、これまでの経済活動のあり方や生活様式を見直し、「循環型社会」の形成による持続可能な社会を実現していくことが大きな課題となっています。

また、ごみの処理経費が増大する一方で、最終処分場の確保は困難な状況にあり、「循環型社会」の実現のためには、県民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、責務を遂行していくことが重要です。

こうしたなか、家庭から日々排出される一般廃棄物の中で大きなウェイトを占めている容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が制定されました。そして、平成18年6月には、容器包装廃棄物の3Rの推進、社会全体のコストの効率化、すべての関係者の協働を基本的な方向として、容器包装リサイクル法の一部が改正されました。

さらに、プラスチックごみ問題等への対応を契機として、プラスチック資源の循環をより一層促進する重要性が高まっていることから、令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されたところです。

県では、容器包装リサイクル法第3条に基づく基本方針に即して定められた同法第7条に基づく再商品化計画を勘案するとともに、同法第8条に基づく市町村分別収集計画に適合したものとして、同法第9条の規定に基づく第10期高知県分別収集促進計画（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

本計画は、分別収集の担い手である県内市町村や関係機関等と連携を図りながら、県民・事業者・行政がそれぞれの立場で、容器包装廃棄物等の排出抑制・リサイクルを積極的に推進することで、環境への負荷の少ない「循環型社会」の構築による持続可能な社会の実現を目指します。

## 2 基本的な方向

本計画を実施するにあたっての基本的な方向は、以下のとおりとします。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、使用済製品の再使用、分別収集、分別基準適合物の再商品化の促進
- (2) 消費者、事業者、行政の積極的な連携の推進
- (3) 県民に対する「容器包装リサイクル法」の広報及び啓発

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、市町村が容器包装リサイクル法に基づき分別収集を実施するスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他の色）、段ボール製の容器、飲料用紙製容器（紙パック）、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装の10品目を対象とします。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（容器包装リサイクル法第9条第2項第1号）

県内において排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、次のとおりです。

（単位：トン）

年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物 排出見込み量	37,671	37,278	36,892	36,516	36,150

※各市町村の排出量見込みは「別表1」参照

6 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量の見込み及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（容器包装リサイクル法第9条第2項第2号及び第3号）

県内において排出される容器包装廃棄物のうち、特定分別基準適合物の量の見込み及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する物の量の見込みは、次のとおりです。

（単位：トン）

年 度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
特定分別基準適合物		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
ガラス製容器	無色	1,487.0		1,468.4		1,454.1		1,439.0		1,420.8	
		1,390.0	97.0	1,372.4	96.0	1,358.1	96.0	1,343.0	96.0	1,325.8	95.0
	茶色	1,149.2		1,136.8		1,120.4		1,105.4		1,093.2	
		1,064.4	84.8	1,053.3	83.5	1,038.1	82.3	1,023.2	82.2	1,011.2	82.0
	その他	579.6		570.7		564.0		556.3		549.6	
		550.6	29.0	541.7	29.0	535.0	29.0	527.3	29.0	520.6	29.0
その他の紙製容器包装		257.3		253.6		249.9		247.4		244.8	
		12.2	245.1	12.2	241.4	11.2	238.7	11.2	236.2	11.2	233.6
ペットボトル		775.7		765.9		755.1		744.3		735.6	
		713.0	62.7	703.4	62.5	694.8	60.3	686.2	58.1	677.8	57.9
その他のプラスチック製容器包装		3,008.2		2,986.7		2,963.1		2,941.7		2,922.3	
		2,985.1	23.2	2,963.6	23.2	2,941.0	22.1	2,919.6	22.1	2,899.2	23.1
うち白色トレイ		1.1		1.1		1.1		1.1		1.1	
		1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0
小 計		7,257.1		7,182.1		7,106.7		7,034.1		6,966.4	
		6,715.3	541.8	6,646.5	535.6	6,578.2	528.5	6,510.6	523.6	6,445.8	520.6
第2条第6項規定物											
スチール製容器		618.9		608.9		601.0		592.3		584.8	
アルミ製容器		741.2		732.2		722.2		708.4		700.5	
段ボール製容器		2,490.8		2,460.8		2,434.3		2,406.6		2,374.1	
紙パック		147.2		146.0		143.8		143.7		142.6	
小 計		3,998.2		3,947.9		3,901.4		3,850.9		3,802.0	

※各分別基準適合物等の量の見込みは「別表2」参照

## 7 分別収集の促進に関する事項（容器包装リサイクル法第9条第2項第4号）

県民・事業者・行政それぞれが役割を分担し、相互に協力・連携を図るとともに、「容器包装リサイクル法」の円滑な実施を目指し、廃棄物の排出抑制・再資源化を積極的に推進するため、次のことを実施します。

### （1）分別収集の促進の意義に関する知識の普及

- ・ 県の広報やホームページを活用し、ごみの減量やリサイクルに関する情報を広く県民に提供します。
- ・ 容器包装廃棄物の排出の少ない商品や、繰り返し使用できる商品の選択等、環境に配慮した行動実践の普及啓発を行います。

### （2）市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進

- ・ 市町村の分別収集の取組状況や課題等に関する情報交換を積極的に行い、効果的な分別収集方法が確立・維持されるように支援します。
- ・ 一般廃棄物の排出抑制及び再資源化に関する情報を提供します。

### （3）その他の分別収集の促進に関する事項

- ・ 環境に配慮した商品の選択に努めるよう啓発を行うとともに、県自らも実践します。
- ・ 高知県廃棄物処理計画と併せ、廃棄物全般にかかる減量化、再資源化への取組を推進します。
- ・ リサイクル製品や環境配慮型事業所、エコショップを優良モデルとして認定する「高知県リサイクル製品等認定制度」の充実を図るとともに、普及・啓発を通じて、廃棄物全般にかかる減量化、再資源化への取組を支援します。
- ・ プラスチック資源循環促進法に基づき、市町村においてプラスチック製容器包装の分別収集及び再商品化等を実施するために必要な情報提供等を行います。